



計算の基になっている被保険者全員分の所得額や固定資産税額、またそこから算出される所得割額や資産割額など、年税額を算出する基礎数値がそれぞれ記載されています。

あん分率（税率）が記載されています。

\* 所得割額の課税所得額とは、前年の総所得金額から33万円の基礎控除額等を差し引いた額となります。

### 国民健康保険税 賦課決定明細

		医療給付費分		後期高齢者医療支援金分		介護納付金分	
所得割	課税所得額	3,811,886 (円)		3,811,886 (円)		1,541,559 (円)	
	所得割額(A)	236,336 (円)		76,237 (円)		33,760 (円)	
資産割	固定資産税額	25,600 (円)		25,600 (円)		0 (円)	
	資産割額(B)	4,096 (円)		1,024 (円)		0 (円)	
均等割	均等割額(C)	2 (人)	26,400 (円)	2 (人)	10,600 (円)	1 (人)	5,600 (円)
均等割額(D)		16,300 (円)		4,800 (円)		5,000 (円)	
積算合計 (A+B+C+D) (E)		283,132 (円)		92,661 (円)		44,360 (円)	
軽減措置	均等割額(F)	0 (円)		0 (円)		0 (円)	
	平等割額(G)	0 (円)		0 (円)		0 (円)	
限度超過額(H)		0 (円)		0 (円)		0 (円)	
月割減額(I)		0 (円)		0 (円)		0 (円)	
減免額等(J)		57,323 (円)		18,492 (円)		20,248 (円)	
現在人員数(K)		2 (人)	9 (円)	2 (人)	69 (円)	1 (人)	12 (円)
過年度賦課済額(L)		0 (円)		0 (円)		0 (円)	
減額合計 (M=F+G+H+I+J+K+L)		57,332 (円)		18,561 (円)		20,260 (円)	
年税額 (E-M)		225,800 (円)		74,100 (円)		24,100 (円)	

あん分率 (円)	所得割額 (円)	資産割額 (円)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
医療給付費分	課税所得額× 6.20 /100	固定資産税額× 16.00 /100	被保険者1人につき 13,200 円	世帯につき 16,300 円
後期高齢者医療支援金分	課税所得額× 2.00 /100	固定資産税額× 4.00 /100	被保険者1人につき 5,300 円	世帯につき 4,800 円
介護納付金分	課税所得額× 2.19 /100	固定資産税額× 7.00 /100	被保険者1人につき 5,600 円	世帯につき 5,000 円

\* 所得割額の課税所得額は、総所得金額から基礎控除額等を差し引いた金額です。

### 被保険者の資格状況・内訳

申請による課税給与所得軽減：○ 擬制世帯主：※ 国保被保険者：○ 国保被保険者及び介護2号被保険者：◎

被保険者氏名	4/1	月別資格												課税所得額 (円)	固定資産税額 (円)		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
中川 太郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3,370,327	25,600
中川 花子	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	1,541,559	0

医療給付費分及び後期高齢者医療支援金分の更正事由	介護納付金分の更正事由

★Ⅰ 医療給付費分；国保被保険者が、病気やけがをして病院等にかかった際の医療費の支払いなどに使われます。

★Ⅱ 後期高齢者医療支援金分；75歳以上の人を対象とする後期高齢者医療制度を支えるための財源に充てられます。

※ ★Ⅰ・★Ⅱは、国保被保険者全員が対象となります。

★Ⅲ 介護納付金分；40歳以上65歳未満の国保被保険者は、介護保険の保険料を国保税と合わせて納付します。

世帯内の被保険者の加入状況と計算の基となっている各々の所得額と固定資産税額が記載されています。被保険者ごと“○”又は“◎”が付いている月について計算されています。

◎；40歳以上65歳未満の国保被保険者  
○；上記以外の国保被保険者  
※；擬制世帯主(所得割・資産割・均等割には算入されません。)